

平成 年 月 日 号

遺言公正証書正本

本職は、遺言者相続太郎の嘱託により、証人税務太郎及び同法務花子の立会いのもとに遺言者の口述を筆記してこの証書を作成する。

第1項 遺言者は遺言者の所有する次の不動産を遺言者の長男である相続一郎（昭和●年●月●日生）に相続させる。

（土地の表示）

- | | | | |
|---|------|---|-----------------|
| 一 | 所在地 | 在 | 中央区銀座一丁目 |
| | 地番 | 番 | A番B |
| | 地目 | 地 | 宅地 |
| | 地積 | | 100.00平方メートル |
| 二 | 所在地 | 在 | 中央区銀座一丁目 A番地B |
| | 家屋番号 | 番 | A番Bの1 |
| | 種類 | 居 | 住宅 |
| | 構造 | 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 |
| | 床面積 | 積 | 1階 90.00平方メートル |
| | | | 2階 80.00平方メートル |

第2項 遺言者は遺言者所有する預貯金を遺言者の長女である相続京子（昭和●年●月●日生）に相続させる。

- | | | | | | |
|---|-----|------|------|------|--------|
| 一 | A銀行 | 銀座支店 | 普通預金 | 口座番号 | 123456 |
| 二 | B銀行 | 銀座支店 | 定期預金 | 口座番号 | 123456 |

第3項 第1項及び前項に記載のない財産については、全て長男相続一郎に相続させる。

第4項 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、長男である相続一郎を指定する。遺言執行者は、他の相続人、関係者らの承諾を得ないで、遺産である不動産の所有権移転登記手続、預貯金、債権や動産等の解約、名義変更、受領、払戻し、売却、貸金庫の開扉、内容物の受領及び貸金庫契約の解約など、本遺言をするために必要な一切の行為を行う権限を、単独で有する。遺言執行者は、その任務遂行上必要があるときは、弁護士、税理士、司法書士、行政書士その他の代理人を選任してその任務を行わせることができ、また、補助者を使用することができる。遺言執行者の報酬は、相続財産の●%（消費税別）とし、遺言者の相続財産の中から支弁する。

第5項 遺言者は、本遺言において相続させ、または贈与するとした者が、遺言者の死亡時点において先に死亡していた場合には、その者に対して相続させ、または遺贈するとした財産を、その者の相続人に対し、相等しい割合で相続させ、または遺贈するものとする。

以上本旨外事項

東京都中央区銀座一丁目○番○号
無職 遺言者 相続 太郎（大正○年○月○日生）

右は印鑑証明書を提出させてその人違いでないことを証明させた。

東京都世田谷区下馬二丁目○番○号
証人 税理士 税務 二郎（昭和○年○月○日生）

東京都杉並区和泉三丁目○番地
証人 司法書士 法務 花子（昭和○年○月○日生）

右遺言者及び証人に読み聞かせたところ各自この筆記の正確なことを承認し各自左に署名押印する。

（遺言者）相続 太郎 印
（証人）税務 二郎 印
（証人）法務 花子 印

この証書は民法第969条第1号ないし第4号所定の方式に従って作成し、同条第5号にもとづき本公証人左に署名押印する。

平成〇年〇月〇日日本公証人役場において東京都渋谷区渋谷二丁目〇番〇号
東京法務局所属 公証人 公証 三郎

この正本は遺言者相続太郎の請求によって原本について作成交付する。
平成〇年〇月〇日日本公証人役場において東京都渋谷区渋谷二丁目〇番〇号

東京法務局所属 公証人 公証 三郎 印